

自転車マナーアップ通信



発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議会 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

みんなで自転車マナーアップ！

国立仙台高等専門学校広瀬キャンパス美術部の学生さんと仙台市立広瀬中学校美術部の生徒さんにご協力いただき「自転車ルールのみちがいさがし」と「自転車マナーアップポスター」を制作いたしましたので、ご紹介いたします。

《自転車ルールのみちがいさがし♪が完成！》

国立仙台高等専門学校広瀬キャンパス美術部の学生さんの協力で、小さなお子さんも楽しく自転車のルールを学べる「まちがいさがし」を制作しました。

この「まちがいさがし」は、今年の春に愛子・落合地域にある小学校3・4年生を対象に配布しています。

今後は、小学生が参加する自転車安全利用教室やイベント等で配布予定です。



《自転車マナーアップポスターが完成！》

昨年度、広瀬中学校区地域ぐるみ青少年指導推進協議会で募集した自転車安全利用標語について、仙台市立広瀬中学校美術部の生徒の皆さんがデザインしたポスターが完成しました。



全部で9作品！

素敵なポスターが出来上がりました。

今年もスクエアード・ストレイトを実施します！

スタントマンが自転車事故を再現することで、事故の恐ろしさを実感していただく自転車安全利用教室「スクエアード・ストレイト自転車安全利用教室」を開催します。

今年は、次の日程と会場で実施します。

中学生を対象に実施しますが、地域の方々の見学もOKです。この機会に、ぜひご覧ください。

日時：平成29年9月27日（水）13：45～
場所：仙台市立広瀬中学校校庭（雨天の場合は見学不可）

◎駐車場はございません。公共交通機関でお越しください。



スクエアード・ストレイト自転車安全利用教室の様子

自転車マナーアップポスター展を開催します！

おもて面でご紹介した広瀬中学校美術部制作の9作品のポスターを、愛子・落合地域の市民センターやコミュニティ・センターなどで展示します。

今回はリレー展示ということで、次の日程と会場で順番にポスター展を開催します。会場にお立ち寄りの際は、ぜひご覧ください。

| | |
|--------------------------|-------------------|
| 平成29年 8月26日（土）～ 9月14日（木） | 錦ヶ丘コミュニティ・センターロビー |
| 平成29年 9月19日（火）～ 9月29日（金） | 宮城総合支所1階ホール |
| 平成29年10月 3日（火）～10月19日（木） | 広瀬文化センター1階ロビー |

後期 自転車モデル事業が始動

これまで3年間、愛子地域で展開してきた自転車モデル事業は、今年度からの4年間を後期事業とし、愛子地域から落合地域まで拡大して事業を継続実施します。また、後期事業では宮城地区自転車マナーアップ推進協議会の会長を宮城総合支所長、副会長を宮城地区交通安全協会連合会長と広瀬中学校PTA会長として活動していくこととなりました。

自転車モデル事業が盛り上がりますよう、地域の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

自転車クイズ

1. 次の標識がある場合、自転車は歩道上をどのように通行するのが正しいでしょうか。

- ①自転車は車道から遠い側を徐行する。
- ②自転車は車道側を徐行する。
- ③自転車は歩道のどこでも自由に通行してよい。



歩道上を通行する場合は、歩道の端寄り側を徐行する。歩道幅が狭い場合は、歩道の中央寄り側を徐行する。歩道の幅が広い場合は、歩道の中央寄り側を徐行する。歩道の幅が狭い場合は、歩道の端寄り側を徐行する。歩道の幅が広い場合は、歩道の中央寄り側を徐行する。

みんなで守ろう！自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上の車両です。歩道と車道の区別のあるところは「車道通行」が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道上は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護者は、幼児を同乗させて運転する時や、幼児・児童が自ら自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。